

神戸市ホームレスの自立の支援等に関する
第3次実施計画

平成26年4月

神戸市

目次

第1	はじめに.....	1
第2	実施計画策定にあたって.....	3
1	計画の目的.....	3
2	計画の位置付け.....	3
3	計画期間.....	3
4	計画の評価と次期計画の策定.....	3
第3	ホームレスに関する現状.....	5
1	神戸市ホームレス一斉調査による現状.....	5
2	ホームレス全国調査による現状.....	5
	(1) 概数調査結果(ホームレスの数).....	6
	(2) 生活実態調査結果.....	8
3	ホームレス巡回相談員等による把握.....	15
4	ホームレスへの対応事例.....	17
5	ホームレス対策の現状と今後の課題.....	17
第4	ホームレス対策の推進計画.....	20
1	基本的な考え方.....	20
2	基本目標.....	21
3	基本目標の各課題に対する取組方針.....	22
	(1) 安定した居住の場所の確保について.....	23
	(2) 就業の機会の確保について.....	24
	(3) 保健及び医療の確保について.....	25
	(4) 生活に関する相談及び指導について.....	27
	(5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて.....	28
	(6) 生活保護法による保護の実施について.....	29
	(7) ホームレスの人権の尊重について.....	30
	(8) 公共施設の適正な利用の確保について.....	31
	(9) 民間団体等との連携について.....	32
	(10) その他、自立の支援等に関する事項について.....	33

参考資料

神戸市ホームレス対策連絡会議設置要綱.....	34
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法.....	37
衆議院厚生労働委員会決議文	
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件.....	41

第1 はじめに

全国的なホームレス対策の推進により、本市においてもホームレス数は大幅に減少しているものの、依然として一定のホームレスが確認されています。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられます。

このような状況の下、平成24年6月に10年間の時限立法であった「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が5年間延長されたことにより、引き続きホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進を図ることとなりました。

この第3次実施計画は、平成21年4月策定の第2次実施計画の運営期間が満了するに際して、法の趣旨、本市におけるホームレスの状況及びホームレス対策の実施状況を踏まえ、見直しを行ったものです。見直しにあたっては、関係者の意見を聴取する等により、第2次実施計画に定めた施策の評価を行い、神戸市ホームレス対策連絡会議において協議を行いました。

今後も引き続き個々の状況に応じた取り組みによって、ホームレスの自立を促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図ることを目指していきます。

現在、景気動向は持ち直しの動きが見られるものの、不安定な状況が継続しており、今後も社会経済情勢に留意し、神戸市内のホームレスの状況を随時把握していきます。

〔取り組みの経過〕

- 平成14年8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。10年間の時限立法。以下「法」と言う。）施行
- 平成15年1月（第1回）「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」実施
- 平成15年7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」告示
- 平成15年10月神戸市ホームレス対策連絡会議設置
- 平成16年7月「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
（第1次計画 計画期間：平成16年7月～平成21年3月）
- 平成19年1月（第2回）「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」実施
- 平成20年7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（改定）」告示
- 平成21年4月「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」策定
（第2次計画 計画期間：平成21年4月～平成26年3月）
- 平成24年1月（第3回）「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」実施
- 平成24年6月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成24年法律第46号。「法」の5年延長。）施行

- 平成 25 年 7 月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」告示
- 平成 25 年 7 月～ 神戸市ホームレス対策連絡会議による第 2 次実施計画の施策の評価と第 3 次実施計画案の検討協議
- 平成 26 年 1 月～2 月 評価書及び第 3 次実施計画案について、パブリックコメント実施
- 平成 26 年 4 月「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第 3 次実施計画」策定

第2 実施計画策定にあたって

1 計画の目的

この計画は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々に対し、地域において健康で文化的な生活を送るための自立支援を行い、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図ることを目的とします。

この計画の実施にあたっては、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得つつ、国、兵庫県、本市の関係機関及び民間団体等と連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

この計画は、法第9条第2項の規定に基づき、平成25年7月策定の国の基本方針及び平成22年2月策定の兵庫県の実施計画に即した実施計画です。

また、この計画は、「神戸市総合基本計画」及び「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」との整合性を持って、市民福祉を推進する視点から、基本的な考え方や方向性などを取り入れて策定しています。国の基本方針の策定に合わせて見直しを行っているため、目標年次が一致していませんが、これらの関係計画とは相互に密接関連するものですから、本実施計画変更の際には、これらの関係計画と整合性を図って見直します。

3 計画期間

計画期間は5年間とし、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）とします。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではありません。

4 計画の評価と次期計画の策定

計画の見直しにあたっては、計画期間の満了前に、当市のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行います。評価により得られた結果については、公表するとともに、実施計画見直しの参考にします。

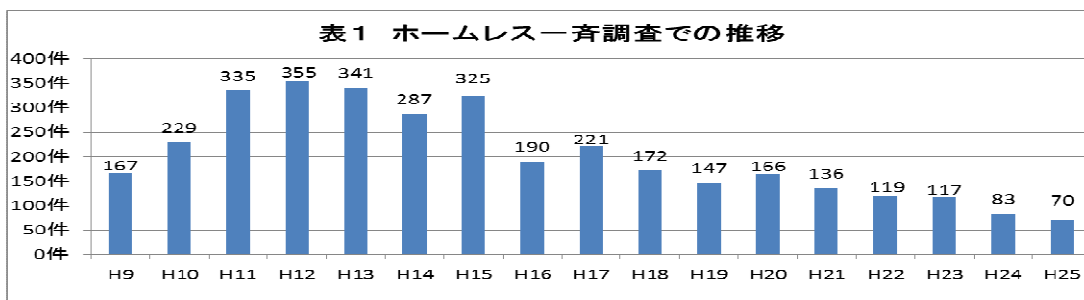
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
法律	施行 8.7										延長 6.27					失効 8.6		
基本方針		策定 7.31					見直 7.31					見直 7.31					見直 予定	
兵庫県 実施計画			策定 7.1						策定 2.1					見直 予定				
神戸市 実施計画			策定 7.1															見直 予定

第3 ホームレスに関する現状

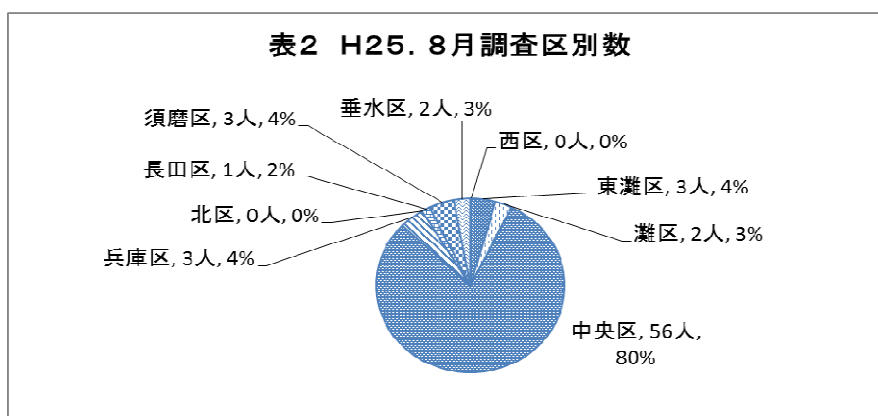
1 神戸市ホームレス一斉調査による現状

本市においては、震災後のホームレス問題の顕在化に鑑み、ホームレス対策の基礎資料とするため、平成9年度より8月下旬の夜間に職員が全区を一斉に巡回する目視調査（以下「ホームレス一斉調査」という。）を実施しています。

ホームレス一斉調査において確認されているホームレスの数は、平成9年度以降増加を続け、平成12年度には過去最高の355人となりましたが、平成13年度～15年度は概ね300人前後と横這いで推移していました。しかし、庁内連絡会議を設置し積極的に自立支援の取り組みを始めた平成16年度に190人に減少し、平成17年度に221人となりましたが、その後平成18年度～20年度は概ね170人前後で推移しています。平成20年度以降、年々減少傾向で推移しており、平成24年度に初めて100人を下回りました。



調査結果を区別に見ると、平成25年度では、中央区56人となっており、全体の80%を占めています。次いで東灘区・兵庫区・須磨区でそれぞれ3人、灘区・垂水区でそれぞれ2人となっています。北区・西区ではホームレスが確認されていません。



2 ホームレス全国調査による現状

毎年1月から2月にかけて、国が全ての市町村を対象に、統一した調査方法による全国調査（以下「ホームレス全国調査」という。）を実施しました。ホームレス全国調査には、神戸市が従来から行っているホームレス一斉調査と同様の目視調査である「概数調

査」と、ホームレスに対して個別面接を行う「生活実態調査」があります。平成24年1月に概数調査と生活実態調査を行い、平成25年1月に概数調査を行いました。

それらの調査結果は以下のとおりです。

(1) 概数調査結果（ホームレスの数）

平成21年1月に実施した概数調査では、全市で151人。平成24年1月の調査では、83人。平成25年1月には、75人となっています。

表3 ホームレス全国調査(概数調査)区別数 ()は女性の再掲 単位(人)

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
H21.1月	6	7	107 (1)	11 (1)	1	2	10 (3)	4	3	151 (5)
H22.1月	4	8	87 (1)	8	0	2	8 (3)	3	1	121 (4)
H23.1月	3	9	73 (1)	4	0	2	9 (3)	3	1	104 (4)
H24.1月	4	4	64	2	0	1	5 (1)	2	1	83 (1)
H25.1月	5	2	53 (1)	5	0	2	5 (2)	2	1	75 (3)

表4 ホームレス全国調査(概数調査)調査地域別数 ()は女性の再掲 単位(人)

	都市公園	河川	道路	駅舎	その他施設	合計
H21.1月	54 (3)	7	32 (1)	2	56 (1)	151 (5)
H22.1月	29 (3)	4	24	4	60 (1)	121 (4)
H23.1月	29 (3)	5	17	1	52 (1)	104 (4)
H24.1月	21	2	27	0	33 (1)	83 (1)
H25.1月	21 (2)	8 (1)	11	4	31	75 (3)

全国では、平成20年16,018人、平成24年9,576人、平成25年8,265人と減少傾向で推移しています。各都道府県の状況は表5、指定都市・中核市の状況は表6のとおりです。

平成25年の調査の結果、兵庫県は都道府県の中で8番目。神戸市は、東京都23区及び政令指定都市の中で10番目でした。兵庫県内では、神戸市の75人が一番多く、尼崎市が64人、西宮市30人、姫路市16人、加古川市8人、伊丹市6人、川西市6人、三木市5人、宝塚市3人、明石市1人でした。

表5 全国、主要都道府県、近隣府県の状況(人)

都道府県名	男	女	不明	合計	H24年調査	H20年調査	25-24 増減	25-20 増減
全国	7,671	254	340	8,265	9,576	16,018	△ 1,311	△ 7,753
兵庫県	181	7	27	215	273	575	△ 58	△ 360
北海道	35	3	7	45	71	145	△ 26	△ 100
埼玉県	283	6	51	340	427	597	△ 87	△ 257
千葉県	285	10	21	316	355	524	△ 39	△ 208
東京都	1,955	51	-	2,006	2,368	3,796	△ 362	△ 1,790
神奈川県	1,336	35	24	1,395	1,509	1,720	△ 114	△ 325
愛知県	334	13	92	439	518	851	△ 79	△ 412
京都府	127	10	20	157	176	401	△ 19	△ 244
大阪府	2,029	58	7	2,094	2,417	4,333	△ 323	△ 2,239
奈良県	-	-	1	1	3	19	△ 2	△ 18
和歌山県	16	1	-	17	21	74	△ 4	△ 57
岡山県	15	-	3	18	24	67	△ 6	△ 49
広島県	65	3	1	69	90	138	△ 21	△ 69
福岡県	323	19	12	354	423	1,082	△ 69	△ 728

表6 指定都市、中核市等の状況(人)

市区名	男	女	不明	合計	H24年調査	H20年調査	25-24 増減	25-20 増減
(指定都市)								
神戸市	53	3	19	75	83	149	△ 8	△ 74
東京23区	1,738	49	-	1,787	2,134	3,436	△ 347	△ 1649
札幌市	27	2	7	36	57	109	△ 21	△ 73
仙台市	94	5	4	103	87	100	16	3
さいたま市	58	2	-	60	71	121	△ 11	△ 61
千葉市	42	-	-	42	44	91	△ 2	△ 49
横浜市	566	15	-	581	609	649	△ 28	△ 68
川崎市	507	12	8	527	543	848	△ 16	△ 321
相模原市	12	1	-	13	22	29	△ 9	△ 16
新潟市	6	-	-	6	5	23	1	△ 17
静岡市	13	-	10	23	22	61	1	△ 38
浜松市	25	-	6	31	40	100	△ 9	△ 69
名古屋市	212	6	87	305	347	608	△ 42	△ 303
京都市	109	10	20	139	166	383	△ 27	△ 244
大阪市	1,848	54	7	1,909	2,179	3,647	△ 270	△ 1,738
堺市	38	1	-	39	54	96	△ 15	△ 57
岡山市	11	-	-	11	15	53	△ 4	△ 42
広島市	49	3	-	52	74	103	△ 22	△ 51
北九州市	98	5	-	103	133	162	△ 30	△ 59
福岡市	198	13	6	217	226	782	△ 9	△ 565
熊本市	28	2	-	30	38	86	△ 8	△ 56
(中核市)								
姫路市	11	1	4	16	23	46	△ 7	△ 30
船橋市	31	1	-	32	40	52	△ 8	△ 20
豊橋市	28	5	-	33	41	55	△ 8	△ 22
東大阪市	16	-	-	16	22	75	△ 6	△ 59
和歌山市	14	1	-	15	19	68	△ 4	△ 53

(2) 生活実態調査結果

ホームレスの生活実態については、ホームレス全国調査において、国から調査人数の指定があり、平成19年1月に実施した調査（以下「19年調査」という。）では30人、平成24年1月に実施した調査（以下「24年調査」という。）では16人を対象に職員が個別面接調査を行いました。この調査は定住者を中心に調査を行っており、抽出率は概数調査結果との比較で、19年調査で22.2%、24年調査で19.3%となっています。以下は、調査対象者の状況をまとめたものです。

ア 年齢・性別

年齢分布については、50～60歳代が19年調査で全体の76.7%（全国値77.5%）、24年調査では75.0%（全国値71.0%）を占め、神戸市における全体の平均年齢は19年調査で57.0歳、24年調査で57.3歳となっており、中高年層が大半を占めていることが分かります。

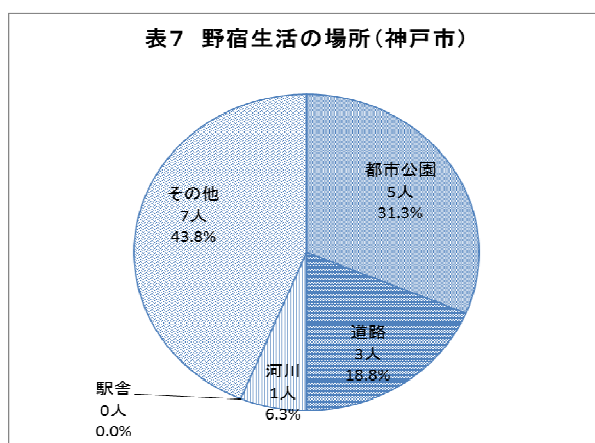
性別では、19年調査では、男性が100%（全国値96.4%）、女性が0%（全国値3.3%）

でした。24年調査では、男性が100%（全国値92.6%）、女性が0%（全国値4.3%）でした。

イ 路上（野宿）生活の状況

① 路上（野宿）生活の場所

「都市公園」が19年調査で46.4%（全国値35.9%）、24年調査で31.3%（全国値29.7%）、「河川」が19年調査10.7%（全国値31.8%）、24年調査で6.3%（全国値29.1%）となっており、神戸市では都市公園に起居するホームレスの比率が高くなっています。また、24年調査で神戸市の場合、「その他」の比率が高く、43.8%でした。「その他」の場所として、「駐車場周辺」や「県有林」という回答がありました。

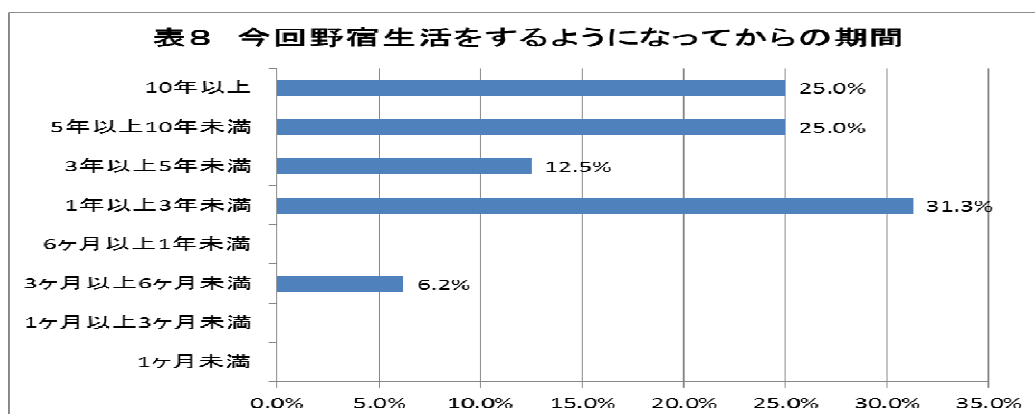


② 今回の路上（野宿）生活をするようになってからの期間

「1年未満」が、19年調査で0%（全国値22.9%）、24年調査で6.2%（全国値19.5%）でした。「1年以上3年未満」が、19年調査で26.7%（全国値16.8%）、24年調査で31.3%（全国値17.4%）となっています。

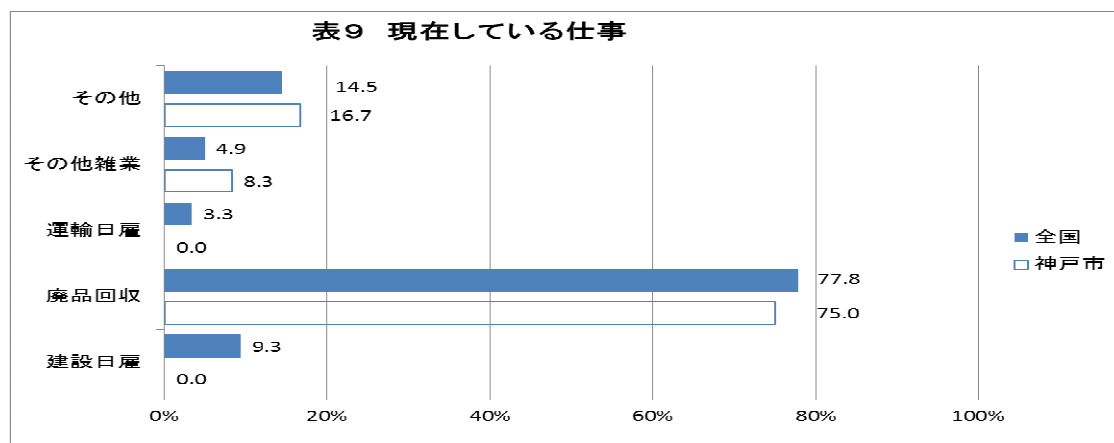
期間が3年未満の人の割合は、19年調査と比べると26.7%（全国値39.7%）から37.5%（全国値36.9%）と増加しています。一方、3年以上の人の割合は、19年調査では73.4%（全国値60.3%）、24年調査で62.5%（全国値62.6%）と減少しています。

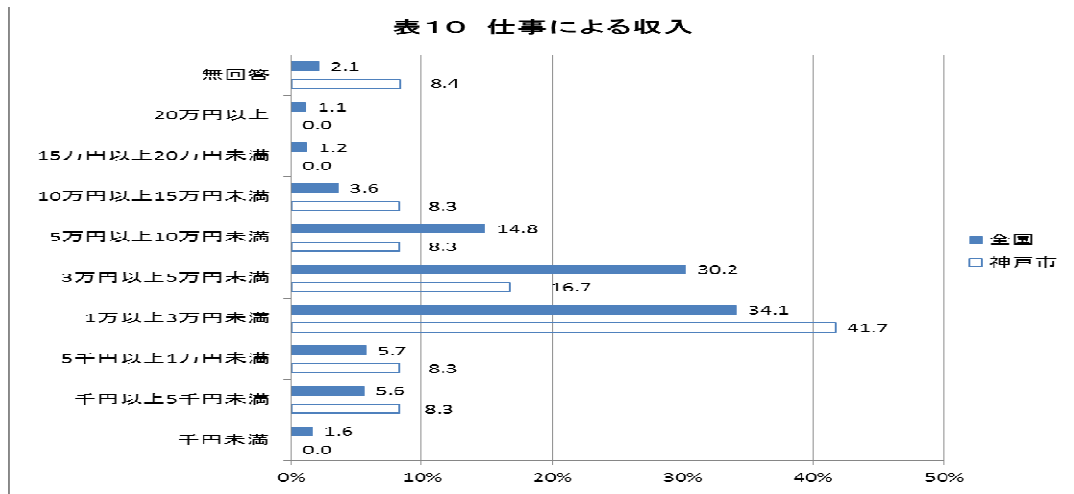
巡回相談の中で比較的路上（野宿）生活期間が短い人の自立支援を積極的に行っていますが、路上（野宿）生活が3年未満の人の割合が増えているのは、平成20年秋以降の世界同時不況や、いわゆる「派遣切り」等により職や住まいを失い、新たに不安定な居住環境に置かれる人が現れるようになったことが背景にあると考えられます。



③ 仕事と収入の状況

19年調査で86.7%（全国値70.4%）、24年調査で75.0%（全国値61.0%）の人が何らかの仕事に従事して生活費を得ています。その仕事の内容を見ますと、「廃品回収」が19年調査で92.3%（全国値75.5%）、24年調査で75.0%（全国値77.8%）を占めています。平均的な収入月額は「1万円以上3万円未満」が19年調査で19.2%（全国値29.8%）、24年調査で41.7%（全国値34.1%）となっており、平均的な収入として「1万円以上3万円未満」の人の割合が多いことが分かります。次に「3万円以上5万円未満」が多く、19年調査で19.2%、（全国値25.1%）、24年調査で16.7%（全国値30.2%）でした。

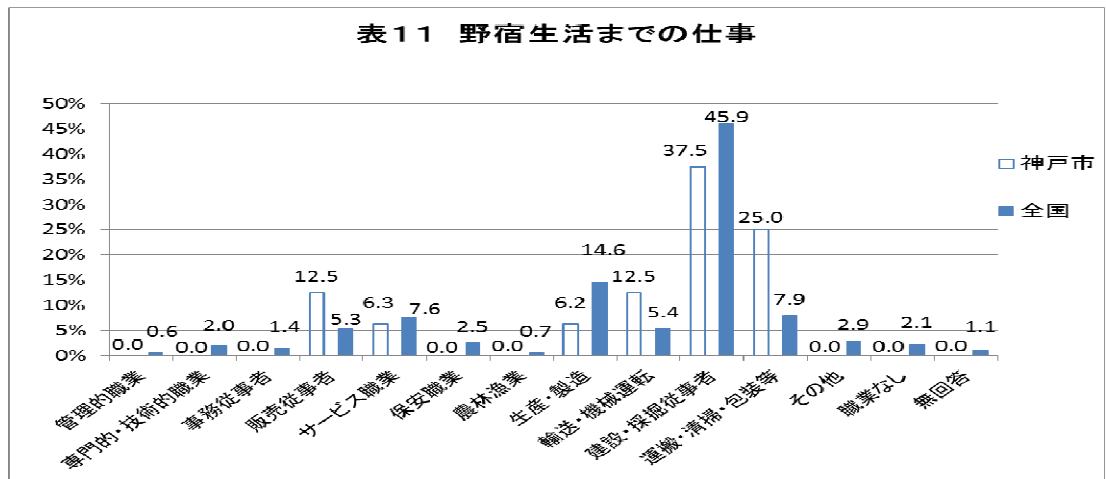




ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

① 路上（野宿）生活の直前の職業

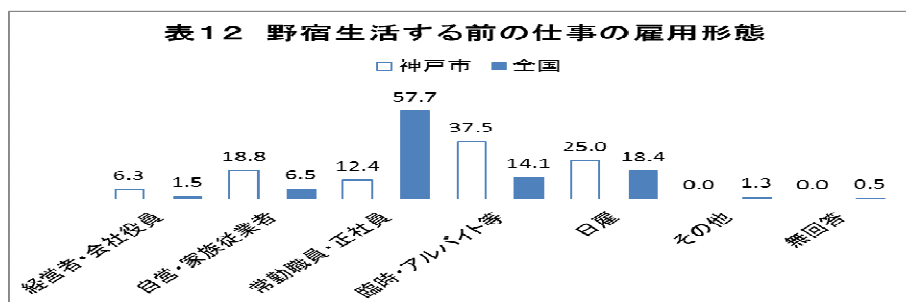
「建設・採掘従事者」が、19年調査（「建設技能」と「建設作業」の合計）で46.6%（全国値47.8%）、24年調査で37.5%（全国値45.9%）であり、建設関係の仕事に従事していた人が最も多いことが分かります。「運搬・清掃・包装等」の従事者が19年調査（「労務・運搬」と「清掃・廃品回収」の合計）で10.0%（全国値6.3%）、24年調査で25.0%（全国値7.9%）と増加しています。また、「販売従事者」も、19年調査で0%（全国値4.5%）、24年調査で12.5%（全国値5.3%）と増加しています。



② 雇用形態

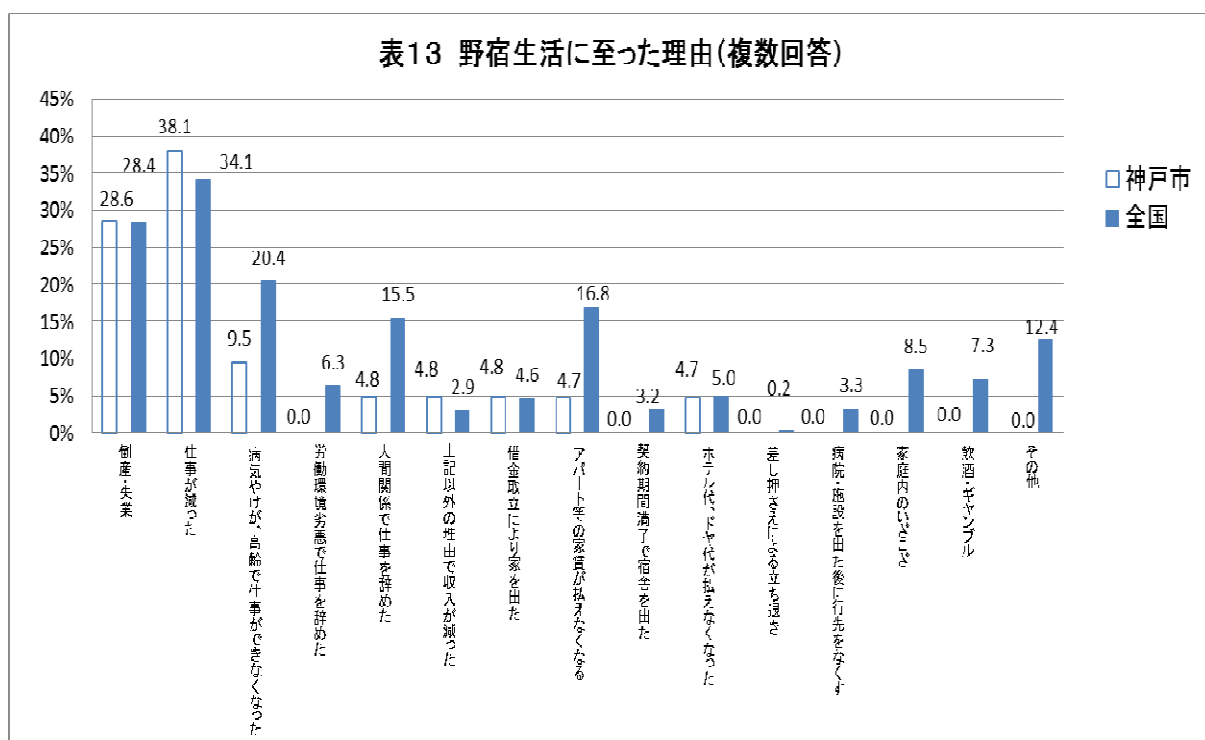
「常勤職員・正社員」が、19年調査で65.5%（全国値43.2%）、24年調査で12.4%（全国値57.7%）と、常勤・正社員であった人の割合が神戸市の場合、かなり少ない結果となっています。一方で、「臨時・アルバイト等」は、19年調査で3.4%（全国値19.4%）、24年調査で37.5%（全国値14.1%）と19年調査に比べて大幅に増加

しており、神戸市では不安定な雇用形態であった人の割合が高くなっています。



③ 路上（野宿）生活に至った理由

「仕事が減った」が、19年調査で40.0%（全国値31.4%）、24年調査では38.1%（全国値34.1%）。「倒産・失業」が、19年調査で26.7%（全国値26.6%）、24年調査で28.6%（全国値28.4%）と厳しい経済・雇用情勢を反映して失職や仕事の減少を理由とする人が過半数を占めている点は、全国の傾向と変わりませんでした。



④ 路上（野宿）生活の直前に居住していた地域

県内が、19年調査で60.0%（全国値69.2%）、24年調査で62.5%（全国値66.5%）。県外が、19年調査で40.0%（全国値30.8%）、24年調査で31.3%（全国値32.8%）と、県外からの転入は減少して全国並みとなっています。

エ 健康状態と福祉制度等の利用状況

① 現在の健康状態

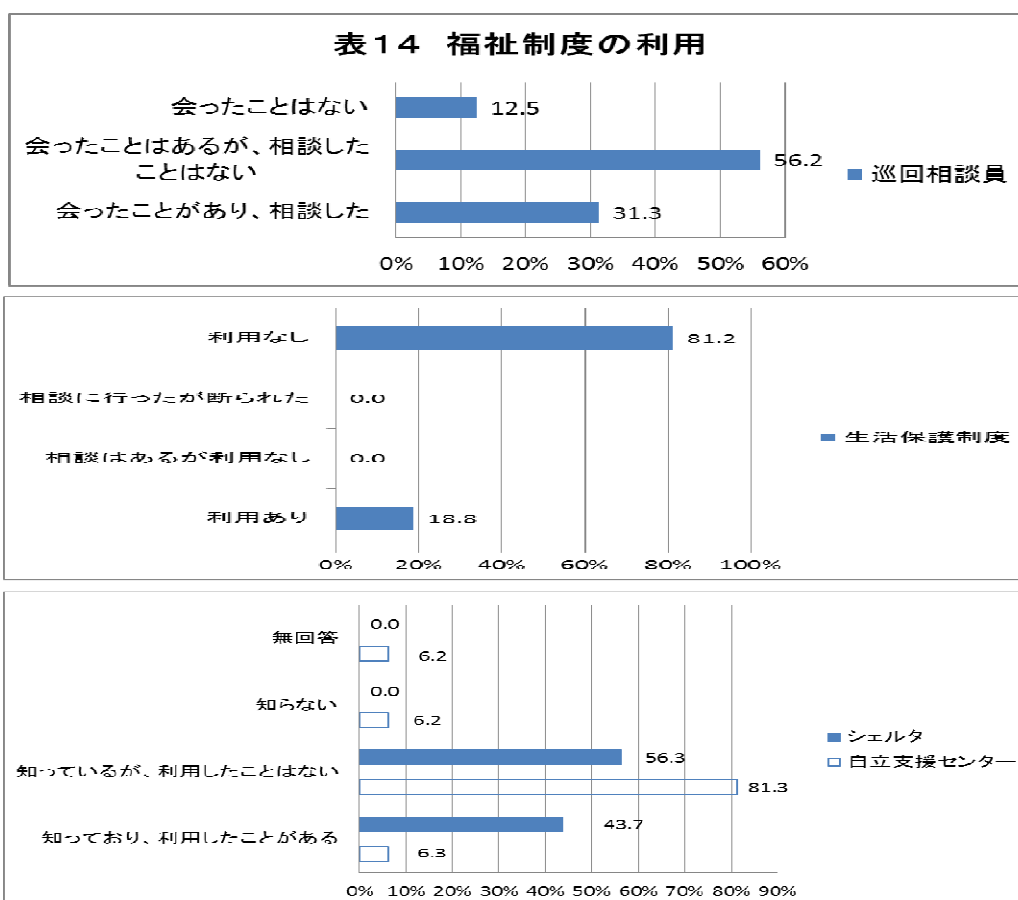
身体の不調を訴えている人は、19年調査で42.9%（全国値50.2%）、24年調査で18.8%（全国値26.2%）であり、このうち何も治療をしていない人が、19年調査で75.0%（全国値65.8%）、24年調査で100%（全国値64.3%）となっています。路上（野宿）生活が長期に渡り、不規則で偏った食生活等により体調を崩している人が多くいます。本市では巡回相談等で更生センターでの嘱託医の診察を勧める等していますが、痛み等がひどくなるまで我慢する人が多いのが現状です。

② 福祉制度等の利用状況

「巡回相談員に会ったことがありますか」という質問に対し、19年調査では「会ったことがあります、相談した」が50.0%（全国値35.9%）、24年調査で31.3%（全国値38.2%）。「会ったことはあるが、相談したことはない」が19年調査では40.0%（全国値26.4%）、24年調査では56.2%（全国値40.1%）でした。

何らかの方法で生活保護制度を利用したことがある人は、19年調査で23.3%（全国値24.3%）、24年調査で18.8%（全国値24.4%）でした。

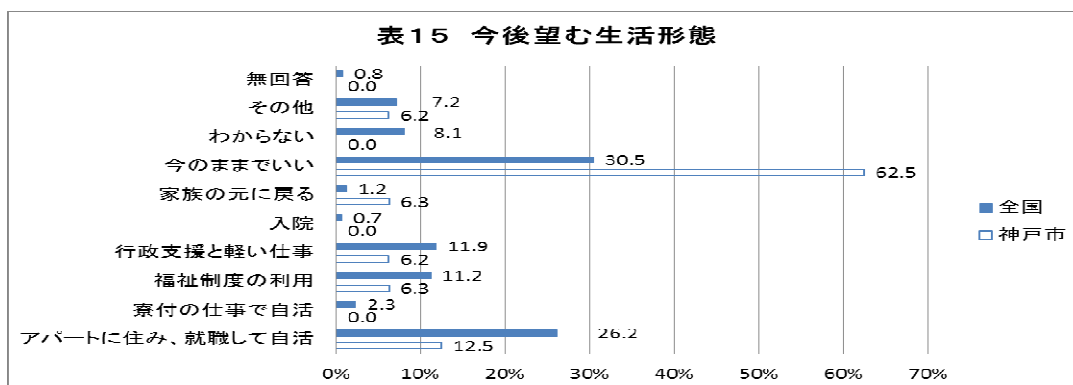
神戸市内及び兵庫県内には設置されていませんが、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という）の認知度及び利用状況は、24年調査では、「知っているが、利用したことがない」と回答した人が56.3%（全国値47.7%）。「知っており、利用したことがある」と回答した人が43.7%（全国値17.6%）。「知らない」と回答した人が0%（全国値34.5%）でした。神戸市及び兵庫県内にシェルターは設置されていないものの、認知度は100%と高いことが分かりました。また、「知っているが、利用したことがない」と回答した人の中で、「利用したい」と思う人は0%（全国値16.5%）で、利用したいと思わない理由として「人間関係に不安がある」という回答が最も多い回答でした。ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という）の認知度及び利用状況は、24年調査では、「知っているが、利用したことがない」と回答した人が81.3%（全国値54.3%）。「知っており、利用したことがある」と回答した人が6.3%（全国値10.1%）。「知らない」と回答した人が6.2%（全国値0.5%）でした。24年調査で「知っているが、利用したことがない」と回答した人の中で、利用したいと思う人は0%（全国値15.7%）でした。利用したいと思わない理由として、シェルター同様「人間関係に不安がある」という回答が最も多い回答でした。



オ 自立に向けて

自立に向けた今後の希望としては、「仕事をして自活したい」と回答した人が、19年調査で24.1%（全国値35.9%）、24年調査（「アパートに住み、就職して自活」と「寮付の仕事で自活」の合計）で12.5%（全国値28.5%）であるのに対し、「今のままでいい」と回答した人が、19年調査で37.9%（全国値18.4%）、24年調査で62.5%（全国値30.5%）でした。「福祉制度を利用して生活したい」と回答した人が、19年調査で6.9%（全国値10.1%）、24年調査で6.3%（全国値11.2%）でした。「行政の支援を受けながら軽い仕事をしたい」と回答した人が、19年調査で0%（全国値10.8%）、24年調査で6.2%（全国値11.9%）でした。

「今のままでいい」等の現状を肯定する意見が19年度調査に比べると全国・神戸市とも増加しており、厳しい社会情勢を背景にして、自立への意欲が低下している人が増えていることが窺えます。

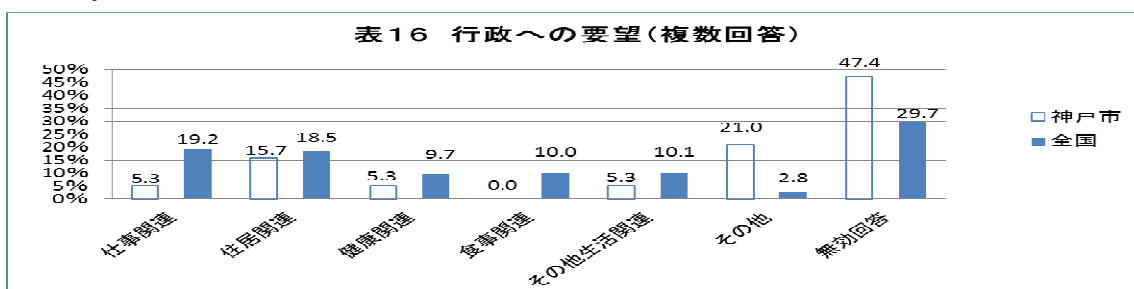


カ 生活歴

家族との連絡状況については、結婚歴のある人（現在、結婚している人を含む）が、19年調査で55.2%（全国値46.3%）、24年調査で31.2%（全国値39.5%）でした。この1年間に家族・親族との連絡が全く途絶えている人が、19年調査で83.3%（全国値75.5%）、24年調査で68.8%（全国値77.8%）となっており、孤立した状況にある人が大半であることが分かります。

キ 行政への要望・意見

行政への要望・意見としては、仕事関連のものが、19年調査で25.0%（全国値37.8%）、24年調査で5.3%（全国値19.2%）でした。19年調査では、住居関連が80.0%（全国値45.1%）で最多でしたが、24年調査では15.7%（全国値18.5%）となっており、要望としては3番目でした。「無効回答」が47.4%（全国値29.7%）と多くなっており、行政による支援を望まない人の割合が高くなっていることが窺えます。「その他」としては、「いたずらや危害を加えられる恐れがあり、安心して生活を送れるようにしてほしい」、「野宿先を工事する場合でも、可能な限り住まわしてほしい」などがありました。



3 ホームレス巡回相談員等による把握

神戸市では、従前から更生センターが巡回し、ホームレスの生活相談に対応してきましたが、その機能を強化し、日常的にホームレスの生活実態や個々のニーズを把握するため、平成16年5月にホームレス巡回相談員2名を配置し、ホームレス巡回相談員が日

中に、更生センターが夜間を中心に、巡回生活相談を実施しています。

また、公共施設の管理者である建設局公園砂防部は平成 13 年度に、みなと総局神戸港管理事務所は平成 16 年度に、ホームレス対応を主な業務とする職員を配置し、所管区域内における巡回生活相談を実施しています。

更生センター、ホームレス巡回相談員、建設局、みなと総局は相互に連携し、NPO 等民間団体の協力を得ながら、個々のホームレスの生活相談に対応しています。

神戸市内に起居する定住型のホームレスとして、巡回相談員等が把握し、実際に面談を実施した 32 人（平成 25 年 9 月末時点）の現状について、以下の通りまとめました。

ア 年齢・性別

年齢分布については、40 代以下が 8 人で全体の 25%、50 代以上が計 24 人で 75.0%と、50 代以上の中高齢者の割合が高くなっています。ただし、平成 19 年度では 40 代以下が 12.3%、50 代以上が 87.7%となっており、40 代以下の割合が増えています。

性別については、男性 31 人、女性 1 人で、96.9%が男性です。

	平成 25 年度		平成 19 年度	
	人数	割合	人数	割合
30 代	0 人	0.0%	1 人	1.4%
40 代	8 人	25.0%	8 人	11.0%
50 代	10 人	31.3%	30 人	41.1%
60 代	10 人	31.3%	27 人	37.0%
70 代以上	4 人	12.5%	7 人	9.6%

イ 路上（野宿）生活の期間

現在の路上（野宿）生活をするようになってからの経過期間は、「1 年未満」6 人（18.8%）、「1 年以上 5 年未満」が 17 人（53.1%）、「5 年以上」が 9 人（28.1%）となっています。

	平成 25 年度		平成 19 年度	
	人数	割合	人数	割合
1 年未満	6 人	18.8%	0 人	0.0%
1 年以上 5 年未満	17 人	53.1%	30 人	43.5%
5 年以上	9 人	28.1%	39 人	56.5%

近年の市内に定住しているホームレスの傾向としては、若年層、または路上（野宿）生活期間が短いホームレスの割合が高くなっています。その背景として、平成 20 年に起きたリーマンショック以降、会社の倒産、いわゆる「派遣切り」等により仕事や住まいを失うなどの経済・社会情勢の影響が考えられます。一方で、路上（野宿）生活が長くなっている人の中には、行政による支援を望まない人が多く、粘り強い関わりが必要と

なっています。

このような個々のホームレスの置かれている状況に配慮しつつ、路上（野宿）生活からの早期脱却に向け、ホームレス巡回相談員等はNPO等民間団体と連携し、個別に継続的な支援を行い、健康面の不調を訴える人や、就労や住宅等生活に関わる問題を抱える人に対して、各種福祉制度の利用について情報提供しながら自立の支援を図っています。

4 ホームレスへの対応事例

(事例 1)

更生センター及び巡回相談員が具体的な関わりを持つようになってから 7 年間に渡り対応した男性ホームレス。体調不良により本人が支援を必要とするとき以外は関わりを拒否し、巡回時に渡す食べ物の受け渡しが唯一のコミュニケーションという時期が長期間継続しました。交番にも苦情が寄せられ、商店主等から要望書が提出されるということもありました。足を負傷して動けなくなり、警察に保護されたことを契機として、更生センターから医療機関受診に結びつけ、入院に至りました。

(事例 2)

奇異な姿で繁華街を歩き回り、通行人の関心を引いていた男性ホームレス。更生センター及び巡回相談員が食べ物の提供、福祉施策の活用についての声かけを継続して行っていました。市民や商店主からの要望を受け、行政・警察・商店主等による連絡会議も開催しました。関わりをもって 5 年後に、衰弱している様子を巡回相談員が発見し、警察の協力を得て更生センターの利用に繋げ、医療機関への入院に至りました。

両事例について、支援の成果が見えない時期が長期間継続したにもかかわらず更生センター及び巡回相談員が何度も接触を試み、拒否されても諦めることなく関係を維持した結果、タイミングを逸することなく入院治療に結びつけることができたものと考えます。この経験を今後の取組みに活用し、引き続き個別の支援に努めていきます。

5 ホームレス対策の現状と今後の課題

本市では、従来からホームレス対策に関して特定の担当課を設けることなく、自立支援に関することは主に保健福祉局（保護課・更生センター等）及び各区保健福祉部、公園その他公共施設管理上の問題については建設局・みなと総局等の施設管理者、市民や民間団体からの要望等の対応は市民参画推進局・各区まちづくり推進部といった形で、ホームレスに関する問題及び事例ごとに関係部署や機関がその都度連携して適切な対応に努めてきました。

また、今後のホームレス対策に関する全庁的な協力体制の確保を目的として、平成 15

年 10 月に「神戸市ホームレス対策連絡会議」を設置し、定期的に連絡会議を開催し、ホームレス対策について情報交換や関係機関が連携して対応した事例の報告等を行っています。

平成 16 年 5 月には保健福祉局総務部保護課にホームレス巡回相談員を 2 名配置し、みなと総局・建設局の施設管理者による巡回と協力し、継続的に、ホームレスの実態と個々のニーズについて把握を行い、生活・健康相談に迅速に対応できるようになりました。また、NPO 等の民間団体とも個々の事例を通じ必要な連携が図れるようになりまし。市内の情報交換等が定期的に行われることにより、市民からの通報への対応についても、通報を受けた課が状況を把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整を行うことがスムーズにできるようになりました。さらに、必要に応じて、関係者による自立支援のための連絡会も開催しています。

巡回相談員等は、できるだけ路上（野宿）生活が長くないうちに支援を行うよう努力していますが、市内の定住者の中には、更生センター及びホームレス巡回相談員が声をかけても、居宅や施設での生活を望まない人が多くいます。これらの人たちは、これまでの生活環境等により自立意欲を失い路上（野宿）生活が長くなり、社会生活を望まなくなった人であると考えられます。その自立意欲を引き出して、自身の力で問題解決に取り組んでいくことができるよう、巡回相談を粘り強く継続し、必要に応じて NPO 等の民間団体と連携を図りながら信頼関係の構築に努める必要があります。

支援により居住の場を確保しても、再び路上（野宿）生活に戻ってしまう人が少なくないことから、国の新たな基本方針（平成 25 年 7 月 31 日付厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）においても「再路上化の防止に向けた支援について」が新たに盛り込まれています。地域での生活を再開した人が再び路上（野宿）生活に戻ることをないように、個々の状況に応じたアフターケアに配慮する等、定着のための支援にも力を入れていく必要があると考えます。

全国的なホームレスの自立の支援等に関する取り組みが進んだことで、ホームレス数は減少したものの、変動する社会経済情勢の中、依然として市内には一定のホームレスが確認されています。巡回相談の強化により、定住者の把握がスムーズに行えるようになりましたが、移動者や夜間のみ宿泊者については、今後も実態を把握していく必要があると考えます。景気動向は依然として不透明であり、今後の社会経済情勢に留意し、個々の状況に応じたきめ細やかな対応に努めていく必要があると考えています。

今回第 2 次実施計画の見直しにあたっては、平成 25 年 7 月に国が新たに策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の内容を踏まえ、NPO 等の民間団体の意見も聴取し、「神戸市ホームレス対策連絡会議」において施策の評価と新計画策定の協議を行いました。

第 2 次実施計画策定以降に行われている具体的な施策については、別途作成した「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第 2 次実施計画の施策に関する評価書」にまとめましたので参照してください。

第4 ホームレス対策の推進計画

1 基本的な考え方

ホームレスに至る要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っています。その背景としては、変動する社会経済情勢と不安定な雇用、家族や地域の住民相互のつながりの希薄化、ホームレスに対する社会的な排除等があると指摘されています。

ホームレス調査等における実態把握の結果、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化、就労自立する意欲が低下している人の割合の増加のほか、路上（野宿）生活を脱却した後に再び路上（野宿）生活に戻ってしまう人の存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されています。

ホームレス対策の実施にあたっては、こうした要因や背景を踏まえ、ホームレスとなる恐れのある人も含め、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本です。

神戸市では、平成15年10月に神戸市ホームレス対策連絡会議を設置し、庁内の協力体制を強化しました。そして、平成21年4月に策定した第2次実施計画に基づき、NPO等民間団体とも連携を図りながら、ホームレスの個々の自立支援に取り組んできました。地域でともに支え合う自立支援のまちづくりを目指した「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」の理念に則り、市民の理解と協力を得ながら、ホームレス自身の能力活用を図るとともに、再び社会の一員として自立した生活が営めるよう、第3次実施計画においても、引き続き以下の基本目標に従ってホームレスの自立の支援に関する施策を推進します。

ホームレスが地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要と考えます。その上で、就業の機会の確保も可能となります。そのために、巡回相談等による健康相談や生活相談を行い、必要な人には保健及び医療の確保、生活保護の適用等のうえ、総合的な自立支援施策を講じます。また、市民等からの通報や要望に対応するとともに、公園その他の公共の用に供する施設の適正な管理に努めます。このような取り組みを、市役所内のみならず、関係機関及びNPO等の民間団体等と連携と協力を図り、ホームレスの人権に配慮して個々の状況に対応したきめ細やかな支援を行っていきます。なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置づけるものとします。

第3次実施計画策定段階では、景気動向が不安定な状況が続いています。今後社会経済情勢の急激な変動があれば、計画の枠組みを維持しつつも、柔軟に対応していきます。

2 基本目標

(1) 安定した居住の場所の確保

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要です。まずは路上（野宿）生活を解消するための一時的な居住の場所の確保を支援した上で、市営住宅の既存制度を活用した入居支援や、低廉な民間住宅の情報提供など、安定した居住の場所の確保に努めます。

(2) 就業の機会の確保

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

(3) 保健及び医療の確保

区保健福祉部と医療機関等の連携により、健康相談、保健指導、医療の提供等による、保健及び医療の確保に努めます。

(4) 生活に関する相談及び指導

実態把握に基づくホームレスの個々のニーズに対応できるよう、関係機関相互の連絡や連携を密にし、総合的な相談体制の確保に努めます。また、区保健福祉部保護課における相談窓口対応の充実によりホームレスとなることを防止するよう努めます。

(5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組み

①就労意欲はあるが失業状態の人、②医療や福祉等の援助が必要な人、③社会生活を望まなくなった人など、各タイプに応じた施策を、自立意欲を引き出して、自身の力で問題解決に取り組んでいけるよう実施していきます。

(6) 生活保護法による保護の実施

保護が必要な人に対して、その状況に応じて生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の適用等により、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて適切な支援を実施します。

(7) ホームレスの人権の尊重

ホームレスの人権の尊重について、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます。

(8) 公共施設の適正な利用の確保について

公共の施設及び場所の適正な利用を妨げられているとき、当該施設管理者は、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りながら、当該施設の適正な管理に努めます。

(9) 民間団体等との連携

ホームレスの自立の支援を行う民間団体等との情報交換、情報提供等の場を機会あるごとに設けるとともに、民間団体と本市の相互の立場を尊重しながら、連携と協力を図ります。

(10) その他、自立の支援等に関する事項

ホームレス問題の解決を図り、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するために、地域福祉の増進を図ります。

3 基本目標の各課題に対する取組方針

(1) 安定した居住の場所の確保について

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要です。まずは路上(野宿)生活を解消するための一時的な居住の場所の確保を支援した上で、市営住宅の既存制度を活用した入居支援や、低廉な民間住宅の情報提供など、安定した居住の場所の確保に努めます。

ア 一時的な居住の場所の確保支援

路上(野宿)生活を解消するための一時的な居住の場所を確保するにあたっては、本人の意向も確認しながら、更生センター、救護施設、無料低額宿泊所、NPO との連携による一時入所施設等を活用します。また、国の「無料低額宿泊所の設置、運営等に関する指針」等に基づき利用者の適切な処遇を確保するものとします。

イ 安定した居住の場所の確保支援

アにより確保した施設において一定期間安定した生活状況にあると認められ、職業相談等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活と円滑な共同生活を営むことが可能と認められる人に対して、安定した居住の場所の確保のための支援を行います。具体的には、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供に努め、公営住宅においては既存の入居制度の活用等を図ります。

ウ 民間賃貸住宅に関わる団体への協力要請

低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報をホームレスに提供できるよう協力を要請します。

エ 居宅生活が困難な人への支援

高齢や障害等により居宅生活が困難な人で、施設での共同生活が可能と認められた人については、保護施設や養護老人ホーム等への入所の支援を行います。

オ 居宅生活へ移行した人への支援

就労等により施設等を退所し、安定した住居を確保した人に対しては、その再路上化を防ぐため、NPO とも連携しながら個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮します。

(2) 就業の機会の確保について

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要です。

神戸市としては、市民が安定して働く場を確保することが市政の最重要課題であるとの認識の下、各雇用労働行政機関と連携を図りつつ必要な施策を行ってまいります。

ア 職業相談の実施

路上(野宿)生活から就職することは困難であり、自立のためにはまず居住の場所を確保することが必要と考えます。その上で、ホームレスの就業ニーズを的確にとらえ、安定した就労につながるように、更生センター、兵庫荘、磯上荘等関連施設及び区保健福祉部保護課において、ケースワーカー及び就労支援員が公共職業安定所等との連携を図りながら職業相談を実施します。

イ 求人情報の提供

神戸市ホームページ上での雇用関連情報の提供を行うとともに、「神戸市就労相談窓口」を設置しています。

また、雇用関連情報については、必要に応じ、更生センターや兵庫荘、磯上荘等関連施設及び区保健福祉部保護課での情報提供を行います。

ウ 事業主等に対する啓発

ホームレス問題について事業主等の理解を深めるため、事業主等に対する啓発活動に努めます。

エ 就労に向けての支援

直ちに常用雇用による自立が困難な元ホームレスに対しては、NPO等の民間団体と連携しながら技能講習、就労準備セミナー、就労準備訓練等を実施し、一般就労に向けた能力の開発及び意欲の向上を図ります。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、健康相談等による健康対策や結核重点対象者健診等の医療対策を推進していく必要があります。また、ホームレスの健康状態の把握に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要です。

長期の路上(野宿)生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合には、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずる必要があります。

結核のり患率の高い地域等特に対策を必要とする地域においては、区保健福祉部は医療機関等と密接な連携を図り、引き続き結核対策を行う必要があります。

ア 健康相談等

区保健福祉部における健康相談、保健指導等により、ホームレスの健康対策を実施します。また、更生センター及びホームレス巡回相談員は、市内を巡回し、健康に不安を抱える人に対し、個々に支援施策に関する情報提供を行います。

イ 医療の必要があると思われる場合の対応

健康相談等の結果により、医療の必要性を考慮し、区保健福祉部、更生センター及びホームレス巡回相談員等の関係機関が連携を図りながら、医療機関への受診につなげるよう努めます。

また、精神疾患が疑われる対応困難な事例については、関係機関が連携して対応し、こころの健康センターが指導・援助を行います。

緊急に援助を要する人を発見した場合には、早急かつ適切な対応を行います。

ウ 結核にり患している人への対応

結核にり患している人については、病状に応じて医療機関での入院治療を行うほか、通院が必要な場合は更生センターへの入所等により、療養が行える環境の確保に努めます。また、区保健福祉部内で連携し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問・来所等による服薬対面指導(DOTS)等を実施します。

エ 医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について理解を得るよう努めます。

また、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の活用に配慮します。

オ 緊急搬送時の対応

医療機関に緊急搬送された場合は、救急隊からの搬送通知を区保健福祉部へ送付することにより、早急に実態を把握した上で、行旅病人及行旅死亡人取扱法による

救護や、生活保護による適切な保護に努めます。

生活保護を適用した区保健福祉部保護課は、治療後、再び路上（野宿）生活に戻ることをしないよう、関係機関と連携して自立支援の方策を検討します

(4) 生活に関する相談及び指導について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関相互の連携を図りつつ総合的な相談体制の確保に努める必要があります。

また、洪水等の災害時に被害が及ぶ危険があることから、平常時から、公共の用に供する施設の管理者との連携を図ります。

ア 実態把握

全市のホームレスの実態を把握するため、関係部局の協力を得て、定期的なホームレス一斉調査（目視調査）を今後も継続して実施します。また、更生センター及びホームレス巡回相談員が関係機関と連携を図りながら、日常的に生活実態や個々のニーズの把握に努めます。

イ 総合的な相談体制の確保

更生センター及びホームレス巡回相談員、区保健福祉部、施設管理者等関係機関や社会福祉施設が相互に連携した総合的な相談体制の整備に努めます。また、各関係機関においては、研修等により職員の資質向上を図るものとします。

ウ ホームレスに対する心のケア

路上(野宿)生活等により健康状態が悪化し、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な人については、身体面のケアだけでなく、心のケアについても、各区保健福祉部健康福祉課の精神保健福祉相談員と連携しながら対応に努めます。また、複雑困難な事例については、区保健福祉部等の関係機関に対して、こころの健康センターが指導・援助を行います。

エ 区保健福祉部保護課における相談窓口対応

各区の保健福祉部保護課においては、従来から生活に困窮している世帯の情報が窓口につながるように、個人情報保護に留意しつつ、民生委員児童委員協議会への協力依頼や、保健福祉・住宅・水道等の関係部局、ホームレス巡回相談員、NPOとも連絡のうえ、適切な対応に努めてきました。今後とも相互の連携を強化し、適切な相談窓口対応を行うことにより、ホームレスとなることを防止するよう配慮します。

オ 通報への対応

市民等からの通報が寄せられた場合は、原則として通報を受けた機関がホームレスの状況を具体的に把握のうえ、必要な対応を行うほか、相談内容に応じた関係機関（例；無料一時宿泊・医療相談等の対応を希望する場合は更生援護相談所、高齢・障害者等要援護状態の場合は区保健福祉部、荷物の撤去等を要する場合は施設管理者など）への連絡調整を行うなど、適切な機関への相談につなげるよう努めます。

(5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて

ホームレスに至る要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するもの、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っていると考えられます。更に、社会生活への不適應、借金等による生活破たん、アルコール依存症等複雑な問題を抱えている人も少なくありません。このような個々の事情を十分に把握し、自立意欲を引き出し、自身の力で問題解決に取り組んでいくことができるように、ホームレスの状況に応じた適切な施策を実施する必要があります。

ア 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援

就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人については、更生センター及びホームレス巡回相談員による巡回生活相談等を通じて、安定した居住の場所の確保を前提に職業相談、公共職業安定所の求人情報の提供等を行います。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、NPO等の民間団体と連携しながら技能講習、就労準備セミナー、就労準備訓練等を実施し、一般就労に向けた能力の開発及び意欲の向上を図ります。

イ 医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援

医療や福祉等の援助が必要な人については、区保健福祉部における健康相談等や更生センター及びホームレス巡回相談員による巡回相談を活用し、必要な支援を行います。また、無料低額診療事業を行う施設の活用を検討します。

ウ 社会生活を望まなくなった人に対する支援

これまでの生活環境等により社会生活を望まなくなった人については、巡回相談などによる継続的な面接や、民間団体による支援活動を通して社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰できるように粘り強く支援します。

なお、ホームレス状態が長期化した場合、脱却が難しくなるという傾向があることから、できる限り早期の段階で巡回相談により自立支援につながるよう努めます。

エ 女性のホームレスに対する支援

女性のホームレスについては、性差に配慮した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、兵庫県女性家庭センターや婦人保護施設等の関係機関とも十分に連携します。児童が一緒であった場合は、こども家庭センターとの連携を検討します。

オ その他

様々な要因が絡み合った複雑な問題を抱えている人については、個々に関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応するよう努めます。

(6) 生活保護法による保護の実施について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の人と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはありません。

こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。

その際、区保健福祉部保護課、更生センターにおいては、個々の状況に配慮しつつ、以下の点に留意して適切な保護を実施します。

ア 個別性に配慮した保護の実施

ホームレスの抱える問題・状況を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施します。

イ 居宅生活を送ることが可能であると認められる人に対する保護の実施

居宅生活を送ることが可能であると認められる人については、NPOとの連携による一時入所施設等も活用して住居確保を支援し、状況に応じ必要な保護を行います。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて公共職業安定所による求人情報の積極的な提供等の必要な支援を行います。

ウ 直ちに居宅生活が困難な人等に対する保護の実施

直ちに居宅生活を送ることが困難な人もしくは居宅生活が可能であると直ちに判断できない人については、更生センターや救護施設、その他の社会福祉施設への入所を勧めるとともに、必要に応じ適切な保護を行います。

施設において安定した生活状況にあると認められた場合は、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための必要な支援を行います。

エ 医療機関に入院となった人に対する保護の実施

病気等により急迫した状態にある人及び医療機関に緊急搬送され入院となった人については、医療機関等との連携を図り、早急に実態を把握した上で、必要に応じ生活保護を適用します。

生活保護を適用した区保健福祉部保護課は、治療後、再び路上（野宿）生活に戻ることをないよう、関係機関と連携して自立支援の方策を検討します。

オ 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する就労支援の実施

就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人については、ケースワーカー及び就労支援員が公共職業安定所等との連携を図りながら就労支援を実施します。

(7) ホームレスの人権の尊重について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもあります。ホームレスの人権の尊重のため、以下の取り組みを推進することが必要です。

ア 人権啓発事業の実施等

ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を目指して、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます。

イ 相談と事案の適切な解決

様々な相談の場を通じて、ホームレスに関する暴力や嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図ります。

ウ 施設における人権の尊重

更生援護相談所等のホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重に配慮するよう努めます。

(8) 公共施設の適正な利用の確保について

ア 施設管理者の役割

公共の用に供する施設及び場所をホームレスが起居等に使用することにより、適正な利用が妨げられているとき、当該施設管理者は、更生センター及びホームレス巡回相談員、区保健福祉部等関係機関に連絡を行い、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りつつ、ホームレスの人権にも配慮しながら、その管理権に基づき以下の対策を講ずるなど、施設の適正な管理に努めます。

また、洪水等の災害時に被害が及ぶ危険があることから、平時から関係部局と連携しつつ安全の確保に配慮します。

(ア) 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行います。

(イ) 必要と認めるときは、法令の規定に基づき、監督処分の措置についても検討します。

イ 放棄物等の処理

その他公共の用に供する施設及び場所に、ホームレスが起居等に使用していたことによる放棄物があるとき、又はホームレスの所持品で不要となった生活用品等の残存物があるときは、当該施設管理者は適正な利用を確保するために、必要に応じて放棄物及び残存物の処理を行います。

(9) 民間団体等との連携について

ホームレスの自立を支援する上で、生活実態を把握しており、最も身近な地域の民間団体（NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等）との連携・協力が必要と考えます。特にNPO、ボランティア団体等は、個々の事情に対応したきめ細かな生活支援活動を行っており、重要な役割を果たしています。

ア 民間団体等との連携・協力

民間団体と行政は、今後も個々のホームレスの巡回相談活動等を通じて、相互の立場を尊重しながら、民間団体の知識や経験を活用することによって、連携と協力を図りホームレスの自立支援に取り組んでいきます。

イ 民間団体等との情報・意見交換

ホームレスと身近に接することの多いNPO、ボランティア団体等と定期的に情報交換や意見交換を行います。

(10) その他、自立の支援等に関する事項について

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、少子・超高齢化や核家族化の進展、地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されています。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要があります。

こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上(野宿)生活を脱却したホームレスが再度路上(野宿)生活に戻ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりの実現に向けて地域福祉の増進を図ることが重要です。

ア 市民福祉総合計画の推進

市民福祉の総合的・体系的推進を図るため、既に策定している「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」を着実に推進し、「人がつながる、安心・支え合いの市民福祉」の実現を目指します。

イ NPO 等が活動しやすい環境作り

NPO や地域住民等に対するボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO 等が活動しやすい環境作りを支援します。

ウ 民生委員の理解及び協力

民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等によりホームレスの自立支援施策に関する理解及び協力を求めます。

エ 権利擁護事業の推進

認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う権利擁護事業を「こうべ安心サポートセンター」で実施しており、必要に応じ利用の推進を図ります。

オ キャリア教育の推進

勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等が要因となってホームレス状態に陥ることがないように、勤労観や職業観を自ら形成・確立するための各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進します。

カ 「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」の周知

ホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについて理解を求めていくため、実施計画に関する概要版を作成し、市民及び関係機関に配布します。

参考資料

神戸市ホームレス対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第9条第2項の規定に基づく実施計画を策定するとともに、今後の神戸市のホームレス対策に関する庁内の協力体制を確保し、実施計画の総合的かつ円滑な実施を図るため、神戸市ホームレス対策連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、以下の事項について所掌する。

- (1) ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の策定に関すること。
- (2) ホームレスの自立の支援等に関する施策の検討・実施に関すること。
- (3) ホームレス対策に関する連絡調整・情報交換等に関すること。
- (4) その他ホームレス対策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は委員及び幹事で組織する。

- 2 委員及び幹事は、別表に定める職にある者をもってあてる。
- 3 代表委員は、保健福祉局総務部長とする。
- 4 代表委員は、必要に応じて、連絡会議に関係部局の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて、代表委員が招集する。

(幹事会)

第5条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会議の所掌事務に関する調査検討等を行い、連絡会議に報告する。
- 3 幹事会は、上記の調査検討事項を関係部局に報告し、必要に応じて意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、保健福祉局総務部保護課において行なう。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、代表委員が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

平成25年度 神戸市ホームレス対策連絡会議

委 員	幹 事
行財政局行政監察部庶務課長	庶務課庁舎管理係長
市民参画推進局参画推進部広聴課長	広聴課調整係長
保健福祉局総務部（保護課）担当課長	
保健福祉局総務部人権推進課長	人権推進課担当係長
保健福祉局高齢福祉部介護保険課長	介護保険課管理係長
こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課長	母子養護係長
保健福祉局健康部健康づくり支援課担当課長	予防衛生課担当係長
保健福祉局障害福祉部障害者支援課長	障害者支援課自立支援係長
保健福祉局こころの健康センター所長	保健福祉局こころの健康センター副所長
産業振興局経済部経済企画課担当課長	経済企画課調整係担当係長
建設局道路部管理課長	管理課事務係長
建設局公園砂防部管理課長	管理課管理係長
建設局中部建設事務所副所長	担当係長
建設局中部建設事務所担当課長	担当係長
都市計画総局住宅部住宅管理課長	住宅管理課調査係長
みなと総局みなと振興部経営課長	経営課経営第1係長
みなと総局神戸港管理事務所管理課長	管理課管理第1係長
中央区まちづくり推進部まちづくり推進課長	まちづくり推進課広報相談係長
中央区保健福祉部健康福祉課長	健康福祉課担当係長
中央区保健福祉部保護課長	保護課担当係長
兵庫区保健福祉部保護課長	保護課保護係長
消防局警防部救急課長	救急課救急係長
教育委員会事務局指導部指導課長	指導課生徒指導係長
教育委員会事務局指導部人権教育課首席指導主事	人権教育課担当係長
代表委員	保健福祉局総務部長
事務局担当	保健福祉局総務部保護課長

参考資料

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平成十四年八月七日法律第百五号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四六号

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすため

に必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあつ

せん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。) その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

参考

衆議院厚生労働委員会決議文

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようにすることは、憲法第十一条及び第二十五条の精神を体现するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。
- 二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。
- 三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。
- 四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。
- 五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に十分に配慮すること。
- 六 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。
- 七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。
- 八 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。
- 九 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。

右決議する。

平成十四年七月十七日